

意見提出様式

計 画 名	平成26年度北海道食品衛生監視指導計画（案）
氏 名（団体名）	一般社団法人 北海道消費者協会
住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
連 絡 先	電 話 番 号 011-221-4217

該 当 箇 所 項目・ページ等	意 見 及 び そ の 理 由
P16 第5 施設への立入検査	<p>(1) 全般的な意見</p> <p>当協会では、北海道で現在策定中の「北海道食の安全・安心基本計画第3次（素案）」に対し、昨年12月に10項目の意見を提出した。</p> <p>「平成26年度北海道食品衛生監視指導計画（案）」は、「北海道食の安全・安心基本計画」と不可分な関係があることから、関連事項について意見を提出する。当該計画の策定に際し、十分考慮されるよう要請する。</p> <p>①「平成26年度北海道食品衛生監視指導計画」策定にあたっては、パブリックコメントに止まらず各界各層の広範な意見を反映させるべきである。</p> <p>②アレルギー物質については、健康被害の未然防止の観点から、検査体制の一層の強化策等を盛り込むべきである。</p> <p>③TPPや食のグローバル化等により、食品添加物や残留農薬基準の規制緩和等、食の安全・安心を脅かす動きを視野に入れた、検査体制の一層の強化策等を盛り込むべきである。</p> <p>④原子力発電事故に伴う、「食の安全・安心の確保策」については緊急性が高く、社会的影響も大きいので、食品検査体制の一層の強化策等を盛り込むべきである。</p> <p>⑤BSE検査基準の相次ぐ変更や全頭検査の廃止等により、と畜場等において、混乱のないよう適正な管理運営や食肉検査について、一層の強化策を盛り込むべきである。</p> <p>⑥新食品表示が、平成27年中にもスタートするが、「新表示制度」の普及啓発等について、盛り込むべきである。</p> <p>(2) 個別意見について</p> <p>①施設の立入予定回数の増加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要管理施設や重点監視施設については、食品事故等が発生した場合、被害が大きいため立入回数について増やすべきである。

P18 第6
食品等の検査

②食品等の検査実施検体数の増加について

- ・食品の「安全・安心」は、BSE等国际情勢に伴う規制緩和や相次ぐ食品偽装表示や食品テロ事件等で大きく揺らいでいる。食品事業者自らの、コンプライアンス等による信頼回復が第一だが、併せて道等による検査体制の一層の強化策が不可欠と言える。
- ・そういう中で、今年度の食品等の検査実施計画検体数は、6,200件と昨年に比べ、100件減少しており、特に重要と思われる「放射性物質」、「残留農薬」、「輸入食品」の検査については減少しており、道民の信頼を損ないかねない。効率的な検査体制を構築し、検査実施検体数を増加すべきである。

【提出先・問い合わせ先】

- 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課（食品安全グループ）
- FAX 011-232-1037